

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A（以下「会社」という。）においてボール盤工として業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日ボール盤作業を行っていたところ、坐骨と坐骨神経に痛みが生じたため、同月〇日にBクリニックに受診し「外傷後根性腰痛症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かに

ある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日愚かな作業のやり方をしたため右坐骨と神経を痛めたと主張する。
- (2) ところで、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (3) 請求人は、「腰などを捻ったことで痛めたわけではない」旨述べており、認定基準にいう災害性の原因による腰痛とは認められない。
- (4) 請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで会社においてネジ切りのボール盤工として、主に小型ボール盤を使ったネジの加工作業に従事していることが認められるが、当該作業は認定基準の「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務」に該当しない。
- (5) 請求人は、「今まで経験したことのない不思議な痛みで、病院に行くまでもなく、2、3日したら治るだろうと思い楽観していて、平成〇年〇月〇日Bクリニックに受診した。」と主張する。C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「作業中に生じているので因果関係ありと考える。」と記載しているが、これは腰を捻る形になって受傷したという請求人の主訴に基づくものであり、請求人が、その後聴取書において「腰などを捻ったことで痛めたわけではない。」と述べていることが認められることから同医師の意見は採用できない。
- (6) 一方、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人に生じた坐骨部や大腿部の疼痛は、根性腰痛症による一般的な症状であり、画像所見からも腰椎の変性所見が認められるので、発症は十分考えられる。請求人が行っていた作業のみで診断傷病を引き起こすものとは考え難い。」と述べて

いる。また、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「症状からして病名は右根性坐骨神経痛で問題ないが、外傷性ヘルニアは転落事故等の高エネルギー外傷によって発症するものであり、今回の状況では発症しない。」と述べている。上記意見書は、請求人の腰痛の主な原因は加齢変化であることを示唆していることから、当審査会としてもD医師及びE医師の意見は妥当なものと判断し、本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。